

香川県報



号 外

平成 17 年

7月15日(金曜日)

条 例

目 次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

- 香川県希少野生生物の保護に関する条例 (みどり保全課) 三
- 高松市への香川郡塩江町の編入及び観音寺市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例 (自治振興課) 一四
- 香川県都市公園条例等の一部を改正する条例 (情報政策課、総務学事課、人事・行革課、国際課、環境・水政策課、みどり整備課、健康福祉総務課、長寿社会対策課、子育て支援課、障害福祉課、産業政策課、経営支援課、観光振興課、にぎわい創出課、農業生産流通課、土地改良課、港湾課、都市計画課、教育委員会) 一五
- 香川県税条例の一部を改正する条例 (税 務 課) 四四
- 香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例及び香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例 () 四五
- 香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例 (医務国保課、建築課) 四七
- 香川県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例 四八

本号で公布された条例のあらまし

香川県希少野生生物の保護に関する条例（平成十七年香川県条例第四十四号）

1 野生生物の生息又は生育の環境の悪化、外来種による生態系のかく乱などが全国的な問題となっており、本県においても、香川県レッドデータブック

が示すとおり、絶滅のおそれのある希少野生生物の種数が増えつつあることから、県、事業者及び県民等が一体となって希少野生生物の保護を図り、その絶滅を防止することにより、生物の多様性が保全された豊かな自然環境がもたらす恵みを広く県民が享受できるようにするため、この条例を制定することとした。

2 希少野生生物のうち特に保護が必要なものを指定希少野生生物に指定するとともに、その捕獲等は、原則として禁止し、学術研究など一定の目的の捕獲等については、知事の許可を受けなければならないこととした。

3 指定希少野生生物の保護のために重要な区域を指定希少野生生物保護区に指定するとともに、その区域内において建築や埋立てなど一定の行為ををする場合については、知事の許可を受けなければならないこととした。

4 指定希少野生生物の個体数の維持及び回復を図るため、その繁殖の促進や生息地又は生育地の整備などの保護事業を実施することとした。

5 希少野生生物保護推進員の委嘱、他の地方公共団体や民間団体との連携など保護推進体制を整備することとした。

6 希少野生生物に影響を及ぼすおそれのある外来種について、調査、その結果に基づき希少野生生物の保護に必要な措置及び情報の提供に努めることとした。

7 平成十八年四月一日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

高松市への香川郡塩江町の編入及び観音寺市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例（平成十七年香川県条例第四十五号）

1 平成十七年九月二十六日に、香川郡塩江町を廃し、その区域を高松市に編入すること並びに同年十月十一日に、観音寺市、三豊郡大野原町及び同郡豊浜町を廃し、その区域をもって新たに観音寺市を設置することに伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。

2 高松市に関する規定は平成十七年九月二十六日から、観音寺市に関する規

定は同年十月十一日から施行することとした。

香川県都市公園条例等の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第四十六号）

- 1 公の施設の管理について、民間事業者を含む地方公共団体が指定する者に管理を代行させる指定管理者制度を導入する等のため、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 利用の許可、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲並びに利用料金制度の規定等を整備することとした。
- 3 公布の日から施行することとした。

香川県条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第四十七号）

- 1 地方税法の一部改正により、自動車税の賦課徴収に関する申告の義務が生ずる範囲が拡大されたこと、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、年齢六十五歳以上の者に対する個人の県民税の均等割の非課税措置が段階的に廃止されたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 一部の規定は公布の日から、一部の規定は平成十八年一月一日から、一部の規定は同年四月一日から施行することとした。

香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例及び香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第四十八号）

- 1 離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、県税の特別措置条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第四十九号）

- 1 香川県立保健医療大学において平成十八年度から三年次編入学生を受け入れるため、編入学の場合の入学選考手数料を設定するとともに、建築基準法の一部改正により新たな許可制度等が創設されたことに伴う手数料の額の設定等をするため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

香川県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第五十号）

- 1 香川県塩江町を廃し、その区域を高松市に編入すること並びに観音寺市、三豊郡大野原町及び同郡豊浜町を廃し、その区域をもって新たに観音寺市を設置することに伴い、関係する香川県議会の議員の選挙区及び選挙区において選挙すべき議員の数について、所要の改正を行うこととした。
- 2 一部の規定は平成十七年九月二十六日から、一部の規定は同年十月十一日から施行することとした。

条 例

香川県希少野生生物の保護に関する条例をここに公布する。

平成十七年七月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第四十四号

香川県希少野生生物の保護に関する条例

目次

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 指定希少野生生物の個体の取扱いに関する規制

第一節 指定希少野生生物の個体の所有者等の義務等（第九条・第十条）

第二節 指定希少野生生物の個体の捕獲等の禁止（第十一条―第十四条）

第三章 指定希少野生生物の生息地等の保護に関する規制

第一節 土地の所有者等の義務等（第十五条・第十六条）

第二節 指定希少野生生物保護区（第十七条―第二十三条）

第四章 保護事業（第二十四条―第二十七条）

第五章 保護推進体制の整備等（第二十八条―第三十一条）

第六章 外来種に関する施策（第三十二条・第三十三条）

第七章 雑則（第三十四条―第三十六条）

第八章 罰則（第三十七条―第四十一条）

附 則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、県内に生息し、又は生育する野生生物が、生態系の重要な構成要素であるだけ

でなく、自然環境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに

かんがみ、県、事業者及び県民等が一体となって希少野生生物の保護を図り、その絶滅を防止する

ことにより、生物の多様性が保全された豊かな自然環境がもたらす恵みを広く県民が享受できるよ

うにし、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「希少野生生物」とは、県内に生息し、又は生育する野生生物の種（亜種

又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）であつて、次の各号のい

れかに該当するものをいう。

一 一種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないこと。

二 その種の個体の数が著しく減少しつゝあること。

三 その種の個体の生息地又は生育地が消滅しつゝあること。

四 その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつゝあること。

五 前各号に掲げるもののほか、その種の存続に支障を来す事情があること。

？ この条例において「指定希少野生生物」とは、第八条第一項の規定により指定された希少野生生物

3 この条例において「県民等」とは、県民及び県に滞在する者をいう。

第三条 県は、野生生物の種が置かれている状況を把握するとともに、希少野生生物の保護に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、広報活動等を通じて、希少野生生物の保護についての事業者及び県民等の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、地域の開発及び整備その他の希少野生生物の生息又は生育の環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、希少野生生物の生息又は生育の環境の保全に配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、希少野生生物の生息又は生育の環境の悪化を防止するため、希少野生生物の生息又は生育の環境への負荷の低減に努めるとともに、県が実施する希少野生生物の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民等の責務)

第五条 県民等は、希少野生生物の保護に自ら努めるとともに、県が実施する希少野生生物の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 県民等は、希少野生生物が生息し、又は生育する地域において野外活動を行うに当たっては、その活動が希少野生生物の生息地又は生育地の保全に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

(財産権の尊重等)

第六条 この条例の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、農林漁業等の生産活動並びに県民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、並びに県土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

(基本方針)

第七条 知事は、希少野生生物の保護に関する基本的かつ総合的な施策の推進を図るため、希少野生生物の保護に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 希少野生生物の保護に関する基本構想

1 指定希少野生生物の選定に関する基本的な事項

2 指定希少野生生物の個体(卵及び種子を含む。)の取扱いに関する基本的な事項

3 指定希少野生生物の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項

4 指定希少野生生物の個体の生息地又は生育地の整備その他の指定

5 保護事業(指定希少野生生物の個体の繁殖の促進、その生息地又は生育地の整備その他の指定希少野生生物の保護を図るための事業をいう。以下同じ。)に関する基本的な事項

6 前各号に掲げるもののほか、希少野生生物の保護に関する重要事項

3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、香川県環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(指定希少野生生物の指定等)

第八条 知事は、希少野生生物（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種及び同法第五条第一項に規定する緊急指定種を除く。）のうち、特に保護を図る必要があると認められるものを指定希少野生生物として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その指定の案を公告しなければならない。

4 前項の規定による公告があったときは、利害関係人は、その公告の日から起算して十四日を経過する日までの間に、知事に指定の案についての意見書を提出することができる。

5 知事は、指定の案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったとき、その他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

6 知事は、指定をするときは、その旨を告示しなければならない。

7 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 知事は、指定希少野生生物の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき、又は指定を継続することが適当でないとき、指定を解除しなければならない。

9 第二項から第七項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第四項、第五項及び第七項中「前項」とあるのは、「第九項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第二章 指定希少野生生物の個体の取扱いに関する規制

第一節 指定希少野生生物の個体の所有者等の義務等

第九条 指定希少野生生物の個体の所有者又は占有者は、指定希少野生生物を保護することの重要性を自覚し、その個体を適切に取り扱うよう努めなければならない。

(助言又は指導)

第十条 知事は、指定希少野生生物の保護のため必要があると認めるときは、指定希少野生生物の個体の所有者又は占有者に対し、その個体の取扱いに関し必要な助言又は指導をすることができる。

第二節 指定希少野生生物の個体の捕獲等の禁止

(捕獲等の禁止)

第十一条 指定希少野生生物の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合

二 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合

(捕獲等の許可)

第十二条 学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で指定希少野生生物の生きている個体の

- 捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならぬ。
- 3 知事は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。
- 一 捕獲等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。
- 二 捕獲等によって指定希少野生生物の保護に支障を及ぼすおそれがあること。
- 三 捕獲等をする者が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。
- 4 知事は、第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。
- 5 知事は、指定希少野生生物の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第一項の許可に条件を付することができる。
- 6 知事は、第一項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。
- 7 第一項の許可を受けた者のうち法人であるものその他その許可に係る捕獲等に他人を従事させることについてやむを得ない事由があるものとして規則で定めるものは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者(以下「従事者」という。)であることを証明する従事者証の交付を受けすることができる。
- 8 第一項の許可を受けた者は、その若しくは従事者が第六項の許可証(以下単に「許可証」という。)若しくは前項の従事者証(以下単に「従事者証」という。)を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失したときは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。
- 9 第一項の許可を受けた者又は従事者は、捕獲等をするときは、許可証又は従事者証を携帯し、県の職員その他関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
- 10 第一項の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、許可証又は従事者証(第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した許可証又は従事者証)を、知事に返納しなければならない。
- 一 一次条第一項の規定により許可が取り消されたとき。
- 二 第四項の規定により定められた有効期間が満了したとき。
- 三 第八項の規定により許可証又は従事者証の再交付を受けた後に亡失した許可証又は従事者証を発見し、又は回復したとき。
- 11 第一項の許可を受けた者は、第四項の規定により定められた許可の有効期間が満了したときは、規則で定めるところにより、その日から起算して三十日を経過する日までに、その許可に係る捕獲等の結果を知事に報告しなければならない。
- 12 第一項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適当な飼養栽培施設に収容することその他の規則で定める方法により適切に取り扱わなければならない。
- (捕獲等許可者に対する措置命令等)
- 第十二条 知事は、前条第一項の許可を受けた者が同条第五項の規定により許可に付された条件に違反

反し、又は同条第十二項の規定に違反した場合において、指定希少野生生物の保護のため必要であると認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 知事は、前条第一項の許可を受けた者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定若しくはこの条例に基づく処分に違反した場合において、指定希少野生生物の保護のため必要であると認めるとき、又は偽りその他不正の手段により同項の許可を受けたときは、その許可を取り消すことができる。

（報告徴収及び立入検査）

第十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第十二条第一項の許可を受けた者に対し、指定希少野生生物の個体の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定希少野生生物の個体の捕獲等に係る施設に立ち入り、指定希少野生生物の個体、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三章 指定希少野生生物の生息地等の保護に関する規制

第一節 土地の所有者等の義務等

（土地の所有者等の義務）

第十五条 土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、指定希少野生生物の保護に留意しなければならない。

第十六条 知事は、指定希少野生生物の保護のため必要であると認めるときは、土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。

第二節 指定希少野生生物保護区

（指定希少野生生物保護区）

第十七条 知事は、指定希少野生生物の保護のため必要であると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であつて、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその指定希少野生生物の保護のため重要と認められるものを、指定希少野生生物保護区として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）は、指定の区域、指定に係る指定希少野生生物及び指定の区域の保護に関する指針（以下「指定の区域等」という。）を定め得るものとする。

3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会及び関係市町の意見を聴かなければならない。

4 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間、指定の区域等の案を公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による公告があつたときは、当該指定に係る区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指定の区域等の案についての意見書を提出することができる。

6 知事は、指定の区域等の案について異議がある旨の前項の意見書の提出があつたとき、その他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

7 知事は、指定をするときは、その旨及び指定の区域等を告示しなければならぬ。

8 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

9 知事は、指定希少野生生物保護区に係る指定希少野生生物の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき、又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。

10 第三項、第七項及び第八項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第七項中「指定の区域等」とあるのは「解除に係る指定の区域」と、第八項中「前項」とあるのは「第十項において準用する前項」と読み替へるものとする。

(行為の制限)

第十八条 指定希少野生生物保護区の区域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。

一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（水底を含む。）の形質を変更すること。

三 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

四 水面を埋め立て、又は干拓すること。

五 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさざること。

六 木竹を伐採すること。

七 指定希少野生生物の個体の生息又は生育に必要なものとして知事が指定する野生生物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。

八 指定希少野生生物保護区の区域内の湖沼若しくは湿原であつて知事が指定するもの又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

九 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の区域以外の知事が指定する区域内において、車両若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十 指定希少野生生物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある生物の種として知事が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。

十一 指定希少野生生物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして知事が指定する物質を散布すること。

十二 火入れ又はたき火をすること。

十三 指定希少野生生物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として知事が定める方法によりその個体を観察すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならぬ。

3 知事は、前項の申請に係る行為が前条第二項の指定の区域の保護に関する指針に適合しないものであるときは、第一項の許可をしないことができる。

4 知事は、指定希少野生生物の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、

第一項の許可に条件を付することができる。

5 第一項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に同項各号に掲げる行為に着手している者は、その規制されることとなつた日から起算して三月を経過する日までの間に知事に規程で定める事項を届け出たときは、同項の規定にかかわらず、引き続きその行為をすることができる。

6 次に掲げる行為については、第一項の規定は、適用しない。

1 非常災害に対する必要な応急措置としての行為

1 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの

2 木竹の伐採で、知事が指定希少野生生物保護区ごとに指定する方法及び限度内においてするもの

7 前項第一号に掲げる行為であつて第一項各号に掲げる行為に該当するものをした者は、その行為をした日から起算して十四日を経過する日までの間に知事にその旨を届け出なければならない。

(立入制限地区)

第十九条 知事は、指定希少野生生物保護区の区域内で指定希少野生生物の個体の生息又は生育のため特にその保護を図る必要があると認めるところを、立入制限地区として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、その場所の土地の所有者又は占有者(正当な権原を有する者に限る。次項及び第二十二條第二項において同じ。)の同意を得なければならない。

3 知事は、土地の所有者又は占有者が正当な理由により第一項の規定による指定を解除しよう求めたとき、又はその指定の必要がなくなつたと認めるときは、その指定を解除しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

1 非常災害に対する必要な応急措置としての行為をするために立ち入る場合

1 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるものをするために立ち入る場合

2 前二号に掲げるもののほか、知事がやむを得ない事由があると認めて許可をした場合

5 前項第三号の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしたなければならない。

6 知事は、指定希少野生生物の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第四項第三号の許可に条件を付することができる。

7 第十七條第二項から第八項までの規定は第一項の規定による指定について、同條第三項、第七項及び第八項の規定は第三項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、同條第一項中「指定の区域、指定に係る指定希少野生生物及び指定の区域の保護に関する指針(以下「指定の区域等」といふ。）」とあり、同條第四項から第六項までの規定中「指定の区域等」とあるのは「指定の区域」と、「同條第五項、第六項及び第八項中「前項」とあるのは「第十九條第七項において準用する前項」と、「同條第七項中「指定の区域等」とあるのは第一項の規定による指定について準用する前項」と、「同條第七項中「指定の区域」と、「同條第七項中「指定の区域等」とあるのは「第十九條第七項において準用する前項」と、「同條第七項中「指定の区域等」とあるのは「第十九條第七項において準用する前項」としては「解除に係る指定の区域」と読み替へるものとする。

(措置命令等)

第二十条 知事は、指定希少野生生物の保護のため必要があると認めるときは、指定希少野生生物保護区の区域内において第十八条第一項各号に掲げる行為をしている者又は立入制限地区の区域内において前条第四項第三号の許可に係る行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。

2 知事は、第十八条第一項若しくは前条第四項の規定に違反した者又は第十八条第四項若しくは前条第六項の規定により許可に付された条件に違反した者がその違反行為によって指定希少野生生物の個体の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼした場合において、指定希少野生生物の保護のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、当該行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復その他指定希少野生生物の個体の生息地又は生育地の保護のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 知事は、第十八条第一項又は前条第四項第三号の許可を受けた者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例に基づき違反した場合において、指定希少野生生物の保護のため必要があると認めるときは、その許可を取り消すことができる。

(報告徴収及び立入検査等)

第二十一条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、指定希少野生生物保護区の区域内において第十八条第一項各号に掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、指定希少野生生物保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が指定希少野生生物の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(実地調査)

第二十二条 知事は、第十七条第一項又は第十九条第一項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による立ち入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べられる機会を与えなければならない。

3 第一項の規定による立ち入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げてはならない。

(損失の補償)

第二十三条 県は、第十八条第一項の許可を受けることができなため、又は同条第四項の規定により許可に条件を付されたため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

第四章 保護事業

(保護事業計画)

第二十四条 知事は、保護事業の適正かつ効果的な実施に資するため、審議会の意見を聴いて、保護事業に関する計画（以下「保護事業計画」という。）を定めるものとする。

2 保護事業計画は、保護事業の対象とすべき指定希少野生生物ごとに、保護事業の目標、保護事業が実施されるべき区域及び保護事業の内容その他保護事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、保護事業計画を定めたときは、その概要を告示し、かつ、保護事業計画を一般の閲覧に供しなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、保護事業計画の変更について準用する。

（保護事業の認定等）

第二十五条 県は、指定希少野生生物の保護のため必要があると認めるときは、保護事業計画に基づき、保護事業を実施するものとする。

2 県以外の地方公共団体は、その実施する保護事業であつてその事業計画が保護事業計画に適合するものについて、その旨の知事の確認を受けることができる。当該確認を受けた保護事業の事業計画を変更しようとするときは、同様とする。

3 国及び地方公共団体以外の者は、その実施する保護事業について、その者がその保護事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその保護事業の事業計画が保護事業計画に適合している旨の知事の認定を受けることができる。当該認定を受けた保護事業の事業計画を変更しようとするときは、同様とする。

4 知事は、前項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。も、同様とする。

第二十六条 認定保護事業等（県の保護事業、前条第二項の確認を受けた保護事業及び同条第三項の認定を受けた保護事業をいう。以下同じ。）は、保護事業計画に即して実施されなければならない。

2 認定保護事業等として実施する行為については、第十一条、第十八条第一項及び第七項、第十九条第四項並びに第三十五条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

3 指定希少野生生物保護区の区域内の土地の所有者又は占有者は、認定保護事業等として実施される保護事業のために必要な施設等の設置に協力するよう努めなければならない。

4 知事は、前条第三項の認定を受けて保護事業を実施する者に対し、その保護事業の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

（認定保護事業等の廃止等）

第二十七条 第二十五条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けて保護事業を実施する者は、その保護事業を廃止したとき、又はその保護事業を保護事業計画に即して実施することができなくなつたときは、その旨を知事に通知しなければならない。

2 知事は、前項の規定による通知があつたときは、その通知に係る第二十五条第二項の確認又は同条第三項の認定を取り消すものとする。

3 知事は、第二十五条第三項の認定を受けて保護事業を実施する者が、その保護事業を保護事業計画に即して実施していないと認めるとき、その保護事業を適正かつ確実に実施することができなくなつたと認めるとき、又は前条第四項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、

その者に対し、その認定を取り消し、又はその保護事業の中止を命じ、若しくは相当の期限を定め、原状回復その他指定希少野生生物の保護のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができ

第五章 保護推進体制の整備等
(保護推進体制の整備)

第二十八条 県は、希少野生生物の保護に関する施策を適正に実施するために必要な監視、調査研究、啓発及び指導の体制その他その施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制の整備に努め

るものとする。

(希少野生生物保護推進員)

第二十九条 知事は、希少野生生物の保護に熱意と識見を有する者のうちから、希少野生生物保護推

進員(以下「推進員」という。)を委嘱することができる。

2 推進員は、次に掲げる活動を行う。

1 希少野生生物の保護に関する啓発をすること。

1 希少野生生物の個体の生息若しくは生育の状況又はその生息地若しくは生育地の状況について

調査をすること。

2 希少野生生物の個体の所有者若しくは占有者又はその生息地若しくは生育地の土地の所有者若

しくは占有者に対し、その求めに応じ希少野生生物の保護のため必要な助言をすること。

4 希少野生生物の保護に関する活動を行うものに対し、その活動の支援に必要な助言及び指導を

すること。

5 希少野生生物の保護のため県又は市町が行う施策に必要な協力をすること。

3 推進員の任期は、三年とする。

4 推進員が希少野生生物の個体に関する調査で規則で定めるもののためにする捕獲等については、

第十一条の規定は、適用しない。

5 知事は、推進員が、心身の故障のためその職務の遂行に支障があるとき、その職務を怠ったとき、

又はこの条例に違反したとき、その他推進員としてふさわしくない非行があったときは、これを解

嘱することができる。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第二十条 県は、希少野生生物の保護に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公

共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

2 県は、この条例の施行に当たっては、市町との連携を図るとともに、市町が実施する希少野生生

物の保護に関する施策について、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(希少野生生物の保護に関する活動の促進)

第二十一条 県は、希少野生生物の保護に関する施策の実施に当たっては、事業者、県民等又はこれ

らの者が組織する団体と協力するとともに、これらのものが自発的に行う希少野生生物の保護に関

する活動を促進するため、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

第六章 外来種に関する施策

(外来種に関する調査等)

第二十二条 県は、外来種(国外又は国内の他の地域から人を介して導入されることにより本来の生

息地又は生育地以外の地域に存することとなる生物をいう。以下同じ。)のうち、希少野生生物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものについて、その外来種の個体の生息又は生育の状況、その個体が希少野生生物の生息又は生育に及ぼす支障の程度その他必要な事項を調査し、及び希少野生生物の保護のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(外来種に関する情報の提供)

第三十三条 県は、外来種が希少野生生物の個体の生息又は生育に及ぼす影響についての事業者及び県民等の理解を深めるよう情報の提供に努めるものとする。

第七章 雑則

(定期調査及び結果の活用)

第三十四条 知事は、希少野生生物の個体の生息又は生育の状況、その生息地又は生育地の状況その他必要な事項について定期的に調査をし、その結果を、この条例に基づき指定又はその解除その他この条例の適正な運用に活用するものとする。

(国等に関する特例)

第三十五条 国又は地方公共団体(以下「国等」という。)が行う事務又は事業については、第十条、第十一条、第十六条、第十八条第一項及び第七項、第十九条第四項、第二十条第一項並びに第二十一条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 国等は、第十一条第二号に掲げる場合以外の場合に指定希少野生生物の生きている個体の捕獲等をしようとするとき、又は第十八条第一項若しくは第十九条第四項第三号の許可を受けるときは、当該する行為をしようとするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

3 国等は、第十八条第五項の規定により届出をして引き続き同条第一項各号に掲げる行為をすることができるときは、第十八条第五項の規定により届出をするとき、又は同条第七項の規定により届出をする行為に該当する行為をしたときは、規則で定める場合を除き、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

(委任)

第三十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第八章 罰則

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十一条又は第十八条第一項の規定に違反した者

二 偽りその他不正の手段により第十二条第一項の許可又は第二十五条第三項の認定を受けた者

三 第十三条第一項、第二十条第二項又は第二十七条第三項の規定による命令に違反した者

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第五項又は第十八条第四項の規定により許可に付された条件に違反した者

二 第十九条第四項の規定に違反した者

第三十九条 第十九条第六項の規定により許可に付された条件に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

に処する。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第九項の規定に違反して許可証又は従事者証を携帯しないで捕獲等をした者

平成十七年七月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第四十五号

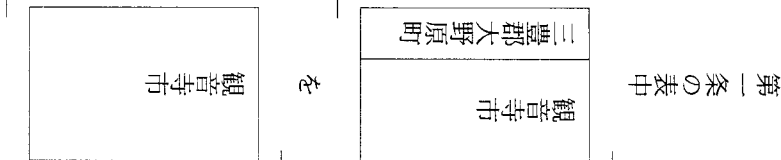
高松市への香川郡塩江町の編入及び観音寺市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

（警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正）
第一条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和十九年香川県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

本則の表香川県高松南警察署の項中「三名町」の下に、「塩江町上西乙、塩江町上西甲、塩江町安原上、塩江町安原上東、塩江町安原下、塩江町安原下第1号、塩江町安原下第2号、塩江町安原下第3号」を加え、「塩江町」を削る。

第二条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を次のように改正する。
本則の表香川県観音寺警察署の項中、「大野原町」及び「豊浜町」を削る。

（香川県立学校条例の一部改正）
第三条 香川県立学校条例（昭和三十九年香川県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。



（香川県野営場条例の一部改正）
第四条 香川県野営場条例（昭和四十二年香川県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「香川郡塩江町」を「高松市」に改める。

（水道用水供給事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正）
第五条 水道用水供給事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例（昭和四十三年

高松市への香川郡塩江町の編入及び観音寺市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一章並びに第三十条、第三十四条及び第三十六条の規定は、公布の日から施行する。

附 則

又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十七条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人

四 第二十二条第四項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者
三 第二十一条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは虚偽の陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二 第十四条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは虚偽の陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

香川県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「塩江町」を削る。

第六条 水道用水供給事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中「大野原町」及び「豊浜町」を削る。

(香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第七条 香川県事務処理の特例に関する条例(平成十一年香川県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三十の項中「丸亀市 観音寺市」に改め、同表三十二の項中「坂出市」

を「坂出市 観音寺市」に、「大野原町 豊中町 仁尾町 豊浜町」を「豊中町 仁尾町」に改め、同表三十二の二の項中「昭和三十一年香川県条例第九号」を「昭和三十一年香川県条例第九号」に改め、「豊浜町」を削り、同表三十五の項中「豊浜町」を削る。

別表第二の三十の項中「豊浜町」を削る。

附 則

この条例中第一条、第四条及び第五条の規定は平成十七年九月二十六日から、その他の規定は同年十月十一日から施行する。

香川県都市公園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第四十六号

香川県都市公園条例等の一部を改正する条例

(香川県都市公園条例の一部改正)

第一条 香川県都市公園条例(昭和二十九年香川県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「県が」の下に「設け、又は」を加える。

第七条の次に次の一条を加える。

(有料公園施設の利用の許可)

第七条の二 有料公園施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第九条第一項中「この条例の規定によつてした」を「第三条第一項若しくは第三項の」に改め、

同項第一号中「又はこの条例の規定」を「(第七条の二の規定を除く。)又は当該条例」に改め、

同項第二号及び第三号並びに同条第二項中「この条例の規定による」を「第三条第一項又は第三項の」に改める。

第十条第六号中「前条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第十一条中「第三項、」を「第三項若しくは」に改める。

第十四条の次に次の七条を加える。

(指定管理者による管理)

第十四条の二 都市公園(土器川公園、坂出緩衝緑地、瀬戸大橋記念公園又はさぬき空港公園に限

るものとし、これらの都市公園において法第五条第一項の許可を受けて公園管理者以外の者が設け、又は管理する公園施設を除く。以下この条において同じ。)の管理は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 知事は、法人その他の団体であつて、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。

1 都市公園の平等な利用が確保されること。

11 都市公園の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)の内容が、都市公園の効用を十分に発揮することができるものと、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

12 事業計画書に沿つた管理を安定して行う能力を有していること。

13 その他都市公園の設置の目的を効果的に達成するため知事が必要と認めると認める基準

3 知事は、都市公園の特性に応じた管理の必要性その他の特別な事情があると認めるときは、前項の申請をすることができる団体を、公共団体若しくは公共的団体又は員が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人に限ることができる。

4 第一項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

5 知事は、第二項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法第二百四十四条の二第一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときも、同様とする。

6 指定管理者は、規則で定める管理の基準に従い、都市公園の維持管理その他の規則で定める業務を行うものとする。

7 都市公園の管理を指定管理者に行わせることとした場合における当該都市公園に係る第七条の二の許可は、当該指定管理者がするものとする。この場合において、同条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金の収受)

第十四条の三 知事は、坂出緩衝緑地、瀬戸大橋記念公園又はさぬき空港公園について、当該都市公園に係る指定管理者に当該都市公園の有料公園施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(利用料金の承認)

第十四条の四 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表第三に定める額を超えてはならない。

(利用料金の減免)

第十四条の五 指定管理者は、特別の事由があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第十四条の六 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者において特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(適用除外) 第十四条の七 第十四条の三の規定に基づき指定管理者に利用料金を收受させる場合には、当該指定管理者が管理する都市公園の有料公園施設の利用については、第十一条の規定は、適用しない。

(委任) 第十四条の八 この条例に定めるもののほか、都市公園の管理について必要な事項は、規則で定める。

第十九条及び第二十条を削る。
別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三(第十四条の四関係)

一 坂出緩衝緑地

有料公園施設の 種類及び名称	単 位	金額
運動施設 番の州球場	基本施設(グラウンド及びタッグアウト)	
	アマチュアスポーツの場合 生徒及び児童 一般	一時間当たり 五百五十円 千四百十円
夜間照明施設 附属施設	アマチュアスポーツ以外のスポーツ その他の場合 生徒及び児童 一般	一時間当たり 千二百二十円 四千九百円
	アマチュアスポーツの場合 三分の一点灯 三分の二点灯 全点灯	一時間当たり 三千五百円 七千円 一万五百円 四万七千八百円
野球場	基本施設(スナージ及び観覧席)	
野外劇場	専用使用の場合	一時間当たり 五十円
	アマニーム	
運動施設 球技場	基本施設	
	第一グラウンド又は第二グラウンド	一時間当たり 三百四十円

二 瀬戸大橋記念公園

有料公園施設の 種類及び名称	単 位	金額
野球場	基本施設(スナージ及び観覧席)	
	専用使用の場合	一時間当たり 五十円
運動施設 球技場	基本施設	
	第一グラウンド又は第二グラウンド	一時間当たり 三百四十円

けた」を「港湾施設を占用し、又は使用する」に改める。

第二十一条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第二十一条 港湾施設のうち港湾環境整備施設駐車場(高松港における港湾法第一条第五項第九号

の三の港湾環境整備施設である駐車場であつて、規則で定めるものをいう。以下同じ。)の管理

は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理

者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 知事は、法人その他の団体であつて、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、

その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。

1 港湾環境整備施設駐車場の平等な使用が確保されること。

1 港湾環境整備施設駐車場の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)の内容が、

港湾環境整備施設駐車場の効用を十分に発揮することができるものと、その管理

に係る経費の縮減が図られるものであること。

2 事業計画書に沿つた管理を安定して行う能力を有していること。

4 その他港湾環境整備施設駐車場の設置の目的を効果的に達成するため知事が必要と認める基

準

3 知事は、港湾環境整備施設駐車場の特性に応じた管理の必要性その他の特別な事情があると認

めるときは、前項の申請をすることができる団体若しくは公共的団体又は県が資本

金、基本金その他これらに準ずるもの二分の一以上を出資している法人に限ることができる。

4 第二項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他知事が必要と認

める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

5 知事は、第二項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。地方自治

法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたと

きも、同様とする。

6 指定管理者は、規則で定める管理の基準に従い、港湾環境整備施設駐車場の維持管理その他の

規則で定める業務を行うものとする。

(香川県身体障害者更生援護施設条例の一部改正)

第三条 香川県身体障害者更生援護施設条例(昭和二十九年香川県条例第十三号)の一部を次のよう

に改正する。

第四条及び第五条を次のように改める。

(使用料の納入)

第四条 たまも園を利用する者は、香川県使用料、手数料条例(昭和二十七年香川県条例第二号)

の定めるところにより、使用料を納入しなければならない。

(指定管理者による管理)

第五条 身体障害者更生援護施設の管理は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四

十四条の二第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができ

る。

2 知事は、法人その他の団体(たまも園の場合にあつては、社会福祉法人に限る。)であつて、

次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。

- 一 身体障害者更生援護施設の平等な利用が確保されること。
- 二 身体障害者更生援護施設の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）の内容が、身体障害者更生援護施設の効用を十分に發揮することができるものと、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- 三 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
- 四 その他身体障害者更生援護施設の設置の目的を効果的に達成するため知事が必要と認める基準

3 知事は、身体障害者更生援護施設（たまたも園を除く。）の特性に応じた管理の必要性その他の特別な事情があると認めるときは、前項の申請をすることができる団体を、公共団体若しくは公的団体又は県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人に限ることができる。

4 第一項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

5 知事は、第二項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときも、同様とする。

6 指定管理者は、規則で定める管理の基準に従い、身体障害者更生援護施設の維持管理その他の規則で定める業務を行うものとする。

第六条の見出しを「(委任)」に改め、同条を第十一條とし、第五條の次に次の五條を加える。

(利用料金の収受)

第六條 知事は、たまたも園に係る指定管理者にたまたも園の利用に係る料金（以下「利用料金」といふ。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(利用料金の額)

第七條 利用料金の額は、身体障害者福祉法第十七條の四第二項第一号又は第十七條の十第二項第一号の市町村長が定める基準により算定した額とする。

(利用料金の減免)

第八條 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第九條 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(適用除外)

第十條 第六條の規定に基づき指定管理者に利用料金を収受させる場合においては、第四條の規定は、適用しない。

(香川県スポーツ施設条例の一部改正)

第四條 香川県スポーツ施設条例（昭和二十九年香川県条例第二十六号）の一部を次のように改正す

る。

第三条ただし書を削る。

第四条の見出し中「使用中」「利用」を「利用」に改め、同条中「利用する者は」を「利用しようとする者は」、教育委員会規則で定めるところにより「に改め、同条に後段として次のように加える。

許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第六条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第六条 香川県立体育館、香川県立三豊体育館、香川県立大川体育館又は香川県立武道館(以下「

体育館等」という。)の管理は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 教育委員会は、法人その他の団体であつて、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。

1 体育館等の平等な利用が確保されること。

1 体育館等の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)の内容が、体育館等の効用を十分に發揮することができるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

3 事業計画書に沿つた管理を安定して行う能力を有していること。

4 その他体育館等の設置の目的を効果的に達成するため教育委員会が必要と認める基準

3 教育委員会は、体育館等の特性に応じた管理の必要性その他の特別な事情があると認めるときは、前項の申請をすることができる団体を、公共団体若しくは公共的団体又は財が資本金、基本

金その他これらに準ずるもの二分の一以上を出資している法人に限ることができる。

4 第一項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会が必要と認める書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

5 教育委員会は、第二項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命

じたときも、同様とする。

6 指定管理者は、教育委員会規則で定める管理の基準に従い、体育館等の維持管理その他の教育委員会規則で定める業務を行うものとする。

7 体育館等の管理を指定管理者に行わせることとした場合は、第三条の規定にかかわらず、当該体育館等に職員を置かないことができる。

8 体育館等の管理を指定管理者に行わせることとした場合における当該体育館等に係る第四条の許可は、当該指定管理者がするものとする。この場合において、同条の規定の適用については、

同条中「教育委員会の」とあるのは、「指定管理者の」とする。

第七条の見出しを「(委任)」に改め、同条を第十二条とし、第六条の次に次の五条を加える。

(利用料金の収受)

第七条 教育委員会は、指定管理者に別表の上欄に掲げる施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(利用料金の承認)

第八条 利用料金は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。

(利用料金の減免)

第九条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第十条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(適用除外)

第十一条 第七条の規定に基づき指定管理者に利用料金を收受させる場合においては、当該指定管理者が管理する体育館等の利用については、第五条の規定は、適用しない。
 附則の次に次の別表を加える。

別表(第七条、第八条関係)

施設等	単位	金額
競技場 アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収する場合 入場料を徴収しない場合	一時間当たり	八千九百七十円
	全面	二千九百九十円
	半面	千五百円
	アマチュアスポーツ以外の場合	三万五千八百八十円
	一時間当たり	八千九百七十円
	全面	四千五百円
附属施設、附属設備及び器具 別に教育委員会規則で定める額	一時間当たり	六千三百円
	半面	四千五百円
	全面	八千九百七十円
	入場料を徴収する場合	三万五千八百八十円
	一時間当たり	八千九百七十円
	全面	四千五百円

施設等	単位	金額
競技場 アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収する場合 入場料を徴収しない場合	一時間当たり	八千九百七十円
	全面	二千九百九十円
	半面	千五百円
	アマチュアスポーツ以外の場合	三万五千八百八十円
	一時間当たり	八千九百七十円
	全面	四千五百円

一 香川県立三豊体育館

第五條 香川県ふじみ園を利用する者は、香川県使用料、手数料条例（昭和二十七年香川県条例第五号）の定めるところにより、使用料を納入しなければならない。

第六條の見出しを「（委任）」に改め、同条を第十二条とし、第五條の次に次の六條を加える。

（指定管理者による管理）

第六條 香川県ふじみ園の管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の第二項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 知事は、社会福祉法人であつて、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議決を経て、指定管理者として指定することができる。

1 香川県ふじみ園の平等な利用が確保されること。

1 香川県ふじみ園の効用を十分に發揮することができるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

3 事業計画書に沿つた管理を安定して行う能力を有していること。

4 その他香川県ふじみ園の設置の目的を効果的に達成するため知事が必要と認める基準

3 前項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

4 知事は、第二項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法第二百四十四條の第二項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときも、同様とする。

5 指定管理者は、規則で定める管理の基準に従い、香川県ふじみ園の維持管理その他の規則で定める業務を行うものとする。

（香川県ふじみ園条例の一部改正）

第五條 香川県ふじみ園条例（昭和四十一年香川県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五條を次のように改める。

（使用料の納入）

第五條 香川県ふじみ園を利用する者は、香川県使用料、手数料条例（昭和二十七年香川県条例第五号）の定めるところにより、使用料を納入しなければならない。

第六條の見出しを「（委任）」に改め、同条を第十二条とし、第五條の次に次の六條を加える。

（指定管理者による管理）

第六條 香川県ふじみ園の管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の第二項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 知事は、社会福祉法人であつて、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議決を経て、指定管理者として指定することができる。

1 香川県ふじみ園の平等な利用が確保されること。

1 香川県ふじみ園の効用を十分に發揮することができるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

3 事業計画書に沿つた管理を安定して行う能力を有していること。

4 その他香川県ふじみ園の設置の目的を効果的に達成するため知事が必要と認める基準

3 前項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

4 知事は、第二項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法第二百四十四條の第二項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときも、同様とする。

5 指定管理者は、規則で定める管理の基準に従い、香川県ふじみ園の維持管理その他の規則で定める業務を行うものとする。

四 香川県立武道館

競技場	専用使用の場合	ア・マチュアスポーツの場合	入場料を徴収する場合	一時間あたり	三千八百四十円
		入場料を徴収しない場合	ア・マチュアスポーツ以外の場合	一時間あたり	千二百八十円
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収する場合	一時間あたり	一万五千三百六十円
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収しない場合	一時間あたり	三千八百四十円
施設等	専用使用でない場合	別に教育委員会規則で定める額	別に教育委員会規則で定める額	金額	

第一競技場及び会議室の冷暖房使用料の額は、別に教育委員会規則で定める。

6 香川県ふじみ園の管理を指定管理者に行わせることとした場合における第四条の規定の適用に
ついては、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金の收受)
第七条 知事は、指定管理者に香川県ふじみ園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を
当該指定管理者の収入として收受させることができる。

(利用料金の額)
第八条 利用料金の額は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の十第二項第
一号又は知的障害者福祉法(昭和二十五年法律第三十七号)第十五条の五第二項第一号若しくは
第十五条の十一第二項第一号の市町村長が定める基準により算定した額とする。

(利用料金の減免)
第九条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、利用料
金を減免することができる。

(利用料金の不還付)
第十条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、
この限りでない。
(適用除外)
第十一条 第七条の規定に基づき指定管理者に利用料金を收受させる場合においては、第五条の規
定は、適用しない。

(香川県野営場条例の一部改正)
第六条 香川県野営場条例(昭和四十二年香川県条例第二号)の一部を次のように改正する。
第五条を次のように改める。
(指定管理者による管理)

第五条 野営場の管理は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項
に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。
2 知事は、法人その他の団体であつて、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、
その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。

1 野営場の平等な利用が確保されること。
一 野営場の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)の内容が、野営場の効用を
十分に發揮することができるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるもの
であること。

三 事業計画書に沿つた管理を安定して行う能力を有していること。
四 その他野営場の設置の目的を効果的に達成するため知事が必要と認める基準

3 知事は、野営場の特性に応じた管理の必要性その他の特別な事情があるとき、前項
の申請をすることができる団体若しくは公共的団体又は県が資本金、基本金その他
これらに達するもの二分の一以上を出資している法人に限ることができる。

4 第二項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他知事が必要と認
める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

5 知事は、第二項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。地方自治

法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときも、同様とする。

6 指定管理者は、規則で定める管理の基準に従い、野営場の維持管理その他の規則で定める業務を行うものとする。

第六条の見出しを「(委任)」に改め、同条を第十一条とし、第五条の次に次の五条を加える。

(利用料金の収受)

第六条 知事は、指定管理者に別表の上欄に掲げる施設の利用に係る料金(以下「利用料金」とい

う。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(利用料金の承認)

第七条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合に

おいて、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。

(利用料金の減免)

第八条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、利用料

金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第九条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、

この限りでない。

(適用除外)

第十条 第六条の規定に基づき指定管理者に利用料金を収受させる場合においては、第三条の規定

は、適用しない。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第六条、第七条関係)

県民いこいの森野営場及び大川山野営場

施設	野営地	一般	児童生徒	個人一人につき一泊	団体(三十人以上)一人につき一泊	金額
単位	個人一人につき一泊	個人一人につき一泊	個人一人につき一泊	個人一人につき一泊	個人一人につき一泊	二百五十円
金額	二百五十円	二百五十円	二百五十円	二百五十円	二百五十円	百円

(香川県森林公園条例の一部改正)

第七条 香川県森林公園条例(昭和五十三年香川県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「香川県公湖森林公園 高松市及び木田郡三木町」を「香川県公湖森林公園

高松市及び木田郡三木町」を

高松市及び木田郡三木町
高松市」に改める。

第二条を次のように改める。

(利用の許可)

第二条 森林公園を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(指定管理者による管理)

第三条 森林公園の管理は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三

項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 知事は、法人その他の団体であつて、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、

その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。

1 森林公園の平等な利用が確保されること。

1 森林公園の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)の内容が、森林公園の効

用を十分に発揮することができるものと、その管理に係る経費の縮減が図られる

ものであること。

3 事業計画書に沿つた管理を安定して行う能力を有していること。

4 その他森林公園の設置の目的を効果的に達成するため知事が必要と認める基準

3 知事は、森林公園の特性に応じた管理の必要性その他の特別な事情があると認めるときは、前

項の申請をすることができるが、公共団体若しくは公共的団体又は県が資本金、基本金その

他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人に限ることができる。

4 第一項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他知事が必要と認

める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

5 知事は、第二項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。地方自治

法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたと

きも、同様とする。

6 指定管理者は、規則で定める管理の基準に従い、森林公園の維持管理その他の規則で定める業

務を行うものとする。

7 森林公園の管理を指定管理者に行わせることとした場合における前条の許可は、当該指定管理

者がするものとする。この場合において、同条の規定の適用については、同条中「知事」とある

のは、「指定管理者」とする。

(香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第八条 香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター条例(昭和六十年香川県条例第二十一号)

の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第四条 リハビリテーションセンター(身体障害者相談所を除く。以下この条において同じ。)の

管理は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定

管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 知事は、社会福祉法人であつて、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その

申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。

1 リハビリテーションセンターの平等な利用が確保されること。

一 リハビリテーションセンターの管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)の内
 容が、リハビリテーションセンターの効用を十分に發揮することができるものと認め、
 その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 二 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
 四 その他リハビリテーションセンターの設置の目的を効果的に達成するため知事が必要と認め
 る基準

3 前項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他知事が必要と認め
 る書類を添付して、知事に提出しなければならない。
 4 知事は、第二項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。地方自治
 法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたと
 きも、同様とする。
 5 指定管理者は、規則で定める管理の基準に従い、リハビリテーションセンターの維持管理その
 他の規則で定める業務を行うものとする。
 第五十条を第十条とし、第四条の次に次の五条を加える。

(利用料金の収受)
 第五条 知事は、指定管理者に別表の上欄に掲げる施設の利用に係る料金(以下「利用料金」とい
 う。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(利用料金の額)
 第六条 利用料金の額は、別表に定める額とする。ただし、身体障害者福祉センターの利用料金の
 額は、別表に定める額を超えない範囲で、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるも
 のとする。

(利用料金の減免)
 第七条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、利用料
 金を減免することができる。

(利用料金の不還付)
 第八条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、
 この限りでない。

(適用除外)
 第九条 第五条の規定に基づき指定管理者に利用料金を収受させる場合においては、第三条の規定
 (手数料に係る部分を除く。)は、適用しない。
 附則の次に次の別表を加える。
 別表(第五条、第六条関係)

施設	単位	金額
肢体不自由者施設	一日につき	一萬六千二百円
身体障害者福祉センター	一日につき	八千五百円
第一研修室	一日につき	
第二研修室	一日につき	

身体障害者福祉法第十七条の四第二項第一号又は第十七条の
 第十第二項第一号の市町村長が定める基準により算定した額

第九條 香川県ふじみ園福祉ホーム条例（昭和六十一年香川県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第四條を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第四條 福祉ホームの管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第二項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 知事は、社会福祉法人であつて、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。

一 福祉ホームの平等な利用が確保されること。

二 福祉ホームの管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）の内容が、福祉ホーム

<p>（香川県ふじみ園福祉ホーム条例の一部改正）</p> <p>第九條 香川県ふじみ園福祉ホーム条例（昭和六十一年香川県条例第一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四條を次のように改める。</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第四條 福祉ホームの管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第二項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>2 知事は、社会福祉法人であつて、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。</p> <p>一 福祉ホームの平等な利用が確保されること。</p> <p>二 福祉ホームの管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）の内容が、福祉ホーム</p>	
<p>第一会議室 一日につき 六千六百円</p> <p>第二会議室 一日につき 六千六百円</p> <p>A V会議室 一日につき 六千六百円</p> <p>調理実習室 一日につき 六千六百円</p> <p>水泳プール 一人につき一回 五百円を超えない範囲</p> <p>で規則で定める額</p>	<p>第一会議室 一日につき 六千六百円</p> <p>第二会議室 一日につき 六千六百円</p> <p>A V会議室 一日につき 六千六百円</p> <p>調理実習室 一日につき 六千六百円</p> <p>水泳プール 一人につき一回 五百円を超えない範囲</p> <p>で規則で定める額</p>
<p>一般 個人一人につき一回 百五十円</p> <p>団体（十人以上）一回 千五百円</p> <p>中学校生徒及び児童</p> <p>個人一人につき一回 百円</p> <p>団体（十人以上）一回 千円</p>	<p>肢体不自由児施設</p> <p>措置入所又は入院の場合</p> <p>短期入所の場合</p> <p>身体障害者医療センター</p> <p>健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六條第二項の規定による厚生労働大臣の定め及び同法第八十五條第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準を基準として別に規則で定める額</p> <p>児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一條の十第二項第一号の市町村長が定める基準により算定した額</p> <p>健康保険法第七十六條第二項の規定による厚生労働大臣の定め及び同法第八十五條第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準並びに老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第三十條第一項に規定する医療に要する費用の額の算定に関する基準及び同法第三十一條の二第二項の規定による厚生労働大臣の定める基準を基準として別に規則で定める額</p> <p>利用時間を分割する場合の利用料金、附属設備の利用料金並びに研修室、会議室及び調理実習室の冷暖房使用料の額は、別に規則で定める。</p>

の効用を十分に發揮することができるものと、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

二 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

三 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

四 その他福祉ホームの設置の目的を効果的に達成するため知事が必要と認める基準

3 前項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他知事が必要と認めらる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

4 知事は、第二項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときも、同様とする。

5 指定管理者は、規則で定める管理の基準に従い、福祉ホームの維持管理その他の規則で定める業務を行うものとする。

(香川県県民ホール条例の一部改正)

第十条 香川県県民ホール条例(昭和六十三年香川県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「利用しようとする」を「利用する」に改める。

第四条を第十一条とし、第三条の次に次の七条を加える。

(利用の許可)

第四条 県民ホールを利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会(指定管理者による管理)

第五条 県民ホールの管理は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第二項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 教育委員会は、法人その他の団体であつて、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。

1 県民ホールの平等な利用が確保されること。

二 県民ホールの管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)の内容が、県民ホールの効用を十分に發揮することができるものと、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

四 その他県民ホールの設置の目的を効果的に達成するため教育委員会が必要と認める基準

3 教育委員会は、県民ホールの特性に応じた管理の必要性その他の特別な事情があると認めるときは、前項の申請をすることができる団体若しくは公共的団体又は県が資本金、基金その他これらに連するもの二分の一以上を出資している法人に限ることができる。

4 第二項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会が必要と認める書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

5 教育委員会は、第二項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときも、同様とする。

6 指定管理者は、教育委員会規則で定める管理の基準に従い、県民ホールの維持管理その他の教育

7 県民ホールの管理を指定管理者に行わせることとした場合は、第二条の規定にかかわらず、県

民ホールに職員を置かないことができる。

8 県民ホールの管理を指定管理者に行わせることとした場合における前条の許可は、当該指定管

理者がするものとする。この場合において、同条の規定の適用については、同条中「教育委員会

の」とあるのは、「指定管理者の」とする。

(利用料金の収受)

第六条 教育委員会は、指定管理者に別表の上欄に掲げる施設等の利用に係る料金(以下「利用料

金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(利用料金の承認)

第七条 利用料金は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるものとする。この

場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。

(利用料金の減免)

第八条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、

利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第九条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、

この限りでない。

(適用除外)

第十条 第六条の規定に基づき指定管理者に利用料金を収受させる場合においては、第三条の規定

は、適用しない。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第六条、第七条関係)

施設等	単位	金額
大ホール	一時間当たり	五万五千八百円
入場料を徴収する場合	一時間当たり	五万五千八百円
営利を目的とする場合	一時間当たり	五万五千八百円
営利を目的としない場合	一時間当たり	四万七千六百五十円
入場料を徴収しない場合	一時間当たり	二万八千三十円
営利を目的とする場合	一時間当たり	二万七千五百円
入場料を徴収する場合	一時間当たり	二万七千五百円
小ホール	一時間当たり	二万七千五百円
入場料を徴収しない場合	一時間当たり	二万三千四百三十円
営利を目的とする場合	一時間当たり	二万三千七百五十円
入場料を徴収しない場合	一時間当たり	二万三千七百五十円
営利を目的とする場合	一時間当たり	二万三千七百五十円
営利を目的としない場合	一時間当たり	二万三千七百五十円

(香川県オリーブ公園条例の一部改正)

第十一条 香川県オリーブ公園条例(昭和六十二年香川県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第一条 オリーブ公園の管理は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 知事は、法人その他の団体であつて、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。

1 オリーブ公園の平等な利用が確保されること。

11 オリーブ公園の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)の内容が、オリーブ公園の効用を十分に發揮することができるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

3 事業計画書に沿つた管理を安定して行う能力を有していること。

4 その他オリーブ公園の設置の目的を効果的に達成するため知事が必要と認める基準

3 知事は、オリーブ公園の特性に依りて管理の必要性その他の特別な事情があると認めるときは、前項の申請をすることができる団体若しくは公共的団体又は県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの二分の一以上を出資している法人に限ることができる。

4 第二項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

5 知事は、第二項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときも、同様とする。

6 指定管理者は、規則で定める管理の基準に従い、オリーブ公園の維持管理その他の規則で定める業務を行うものとする。

(香川県栗島海洋記念公園条例の一部改正)

第十二条 香川県栗島海洋記念公園条例(平成三年香川県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(利用の許可)

第三条 公園を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない

多目的大会議室	営利を目的とする場合	一時間当たり	一万五千五百三十円
	営利を目的としない場合	一時間当たり	一万四百三十円
楽屋		一時間当たり	七百二十円
リハーサル室		一時間当たり	千七百四十円
練習室		一時間当たり	六百十円
会議室		一時間当たり	五千八百五十円
附属設備及び器具			別に教育委員会規則で定める額
電気特別使用料の額は、別に教育委員会規則で定める。			

らない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第六条に見出しとして「(適用除外)」を付し、同条中「第四条」を「第五条」に、「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第九条とする。

第五条を削る。

第四条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(利用料金の収受)」を付し、同条中「適当」と認めるときは、管理受託者(前条の規定に基づき公園の管理に関する事務の一部の委託を受けたものをいう。以下同じ。)を「指定管理者」に、「管理受託者」を「指定管理者の」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の三条を加える。

(利用料金の承認)

第六条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。

(利用料金の減免)

第七条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第八条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

第三条の次に次の一条を加える。

(指定管理者による管理)

第四条 公園の管理は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 知事は、法人その他の団体であつて、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、

その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。

1 公園の平等な利用が確保されること。

1 公園の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)の内容が、公園の効用を十分に發揮することができるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ること。

2 事業計画書に沿つた管理を安定して行う能力を有していること。

3 その他公園の設置の目的を効果的に達成するため知事が必要と認める基準

3 知事は、公園の特性に応じた管理の必要性その他の特別な事情があると認めるときは、前項の申請をすることができる団体を、公共団体若しくは公共的団体又は普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるもの二分の一以上を出資している法人に限ることができる。

4 第一項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

5 知事は、第二項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときも、同様とする。

6 指定管理者は、規則で定める管理の基準に従い、公園の維持管理その他の規則で定める業務を行つものとする。

7 公園の管理を指定管理者に行わせることとした場合における前条の許可は、当該指定管理者がするものとする。この場合において、同条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

別表中「第四条、第五条関係」を「第五条、第六条関係」に改める。

(香川県駐車場条例の一部改正)
第十二条 香川県駐車場条例(平成五年香川県条例第一号)の一部を次のように改正する。
第二条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 知事は、第二項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときも、同様とする。

(香川県産業交流センター条例の一部改正)
第十四条 香川県産業交流センター条例(平成五年香川県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とする。
第三条に次の一項を加え、同条を第四条とする。

6 サンメッセ香川の管理を指定管理者に行わせることとした場合における前条の承認は、当該指定管理者がするものとする。この場合において、同条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

第二条の次に次の一条を加える。

(利用の承認)
第二条 サンメッセ香川を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(さぬきごどもの国条例の一部改正)
第十五条 さぬきごどもの国条例(平成七年香川県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(利用の許可)
第二条 さぬきごどもの国を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第四条を第十条とし、第三条の次に次の六条を加える。

(指定管理者による管理)
第四条 さぬきごどもの国の管理は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条

の二第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。
2 知事は、法人その他の団体であつて、次に掲げる指定の基準に適合するものを、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。
1 さぬきごどもの国の平等な利用が確保されること。
11 さぬきごどもの国の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)の内容が、さぬ

きこどももの国の効用を十分に發揮することができるものと、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

四 その他さぬきこどももの国の設置の目的を効果的に達成するため知事が必要と認める基準
 知事は、さぬきこどももの国の特性に応じた管理の必要性その他の特別な事情があると認めるときは、前項の申請をすることができる団体、公共団体若しくは公共的団体又は県が資本金、基金その他これらに準ずるもの二分の一以上を出資している法人に限ることができる。
 四 第一項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

五 知事は、第二項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときも、同様とする。

六 指定管理者は、規則で定める管理の基準に従い、さぬきこどももの国の維持管理その他の規則で定める業務を行うものとする。

七 さぬきこどももの国の管理を指定管理者に行わせることとした場合における前条の許可は、当該指定管理者がするものとする。この場合において、同条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金の収受)
 第五条 知事は、指定管理者に別表の上欄に掲げる施設の利用に係る料金（以下「利用料金」といふ。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(利用料金の承認)
 第六条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。

(利用料金の減免)
 第七条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)
 第八条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(適用除外)
 第九条 第五条の規定に基づき指定管理者に利用料金を収受させる場合においては、第二条の規定は、適用しない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第五条、第六条関係）

施設	単位	金額
スペースアター	一人につき一回	五百円
こども劇場	一時間当たり	三千八百八十円
研修室	一時間当たり	千三百八十円

研修室を分割して利用する場合の利用料金、附属設備及び器具の利用料金並びに冷暖房使用料の額は、別に規則で定める。

(香川国際交流流会館条例の一部改正)

第十六条 香川国際交流流会館条例(平成十七年香川県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(利用の許可)

第三条 会館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第四条を第十条とし、第三条の次に次の六条を加える。

(指定管理者による管理)

第四条 会館の管理は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に

規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 知事は、法人その他の団体であつて、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、

その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。

1 会館の平等な利用が確保されること。

11 会館の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)の内容が、会館の効用を十分に

発揮することができるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであ

ること。

12 事業計画書に沿つた管理を安定して行う能力を有していること。

13 その他会館の設置の目的を効果的に達成するため知事が必要と認めると認める基準

3 知事は、会館の特性に応じた管理の必要性その他の特別な事情があるとき、前項の

申請をすることができる団体若しくは公共団体又は県が資本金、基本金その他こ

れらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人に限ることができる。

4 第一項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他知事が必要と認

める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

5 知事は、第二項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。地方自治

法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたと

きも、同様とする。

6 指定管理者は、規則で定める管理の基準に従い、会館の維持管理その他の規則で定める業務を

行うものとする。

7 会館の管理を指定管理者に行わせることとした場合における前条の許可は、当該指定管理者が

するものとする。この場合において、同条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、

「指定管理者」とする。

(利用料金の収受)

第五条 知事は、指定管理者に別表の上欄に掲げる施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」と

いう。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(利用料金の承認)

第六条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合に

において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。

(利用料金の減免)

第七条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第八条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(適用除外)

第九条 第五条の規定に基づき指定管理者に利用料金を収受させる場合においては、第一条の規定は、適用しない。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第五条、第六条関係)

施設等	単位	金額
大会議室	一時間当たり	二千九十四円
第一会議室	一時間当たり	五百二十円
第二会議室	一時間当たり	五百二十円
小会議室	一時間当たり	五百二十円
和室	一時間当たり	二百四十円
展示室	一時間当たり	四百九十円
附属設備及び器具	別に規則で定める額	
冷暖房使用料及び電気特別使用料の額は、別に規則で定める。		

(香川県社会福祉総合センター条例の一部改正)

第十七条 香川県社会福祉総合センター条例(平成九年香川県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(利用の許可)

第三条 センターを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第四条を第十条とし、第三条の次に次の六条を加える。

(指定管理者による管理)

第四条 センターの管理は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 知事は、法人その他の団体であつて、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、

その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。

1 センターの平等な利用が確保されること。

2 センターの管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)の内容が、センターの効

用を十分に発揮することができるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られる

ものであること。

三 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

四 その他センターの設置の目的を効果的に達成するため知事が必要と認める基準

3 知事は、センターの特性に応じた管理の必要性その他の特別な事情があると認めるときは、前

項の申請をすることができる団体で、公共団体若しくは公共的団体又は員が資本金、基本金その

他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人に限ることができる。

4 第二項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他知事が必要と認

める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

5 知事は、第二項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。地方自治

法第二百四十四条の二第二項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたと

きも、同様とする。

6 指定管理者は、規則で定める管理の基準に従い、センターの維持管理その他の規則で定める業

務を行うものとする。

7 センターの管理を指定管理者に行わせることとした場合における前条の許可は、当該指定管理

者がするものとする。この場合において、同条の規定の適用については、同条中「知事」とある

のは、「指定管理者」とする。

(利用料金の収受)

第五条 知事は、指定管理者に別表の上欄に掲げる施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」と

いう。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(利用料金の承認)

第六条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合に

おいて、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。

(利用料金の減免)

第七条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、利用料

金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第八条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、

この限りでない。

(適用除外)

第九条 第五条の規定に基づき指定管理者に利用料金を収受させる場合においては、第二条の規定

は、適用しない。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第五条、第六条関係)

施設等	単位	金額
大会議室	午前九時から午後九時まで	三万三千四百八十円
第一中会議室	午前九時から午後九時まで	一万八千五百二十円
第二中会議室	午前九時から午後九時まで	一万五千六百三十円
特別会議室	午前九時から午後九時まで	三万六千四百九十円

(香川用水記念公園条例の一部改正)

第十八条 香川用水記念公園条例(平成九年香川県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「香川用水記念公園」の下に「(以下「公園」という。)」を加える。

第二条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第二条 公園の管理は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 知事は、法人その他の団体であつて、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。

1 公園の平等な利用が確保されること。

2 公園の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)の内容が、公園の効用を十分に發揮することができるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

3 事業計画書に沿つた管理を安定して行う能力を有していること。

4 その他公園の設置の目的を効果的に達成するため知事が必要と認めるときは、前項の申請をすることができる団体若しくは公共的団体又は県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人に限ることができる。

4 第二項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他知事が必要と認めらる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

第一研修室	午前九時から午後九時まで	七千二百二十円
第二研修室	午前九時から午後九時まで	七千六百二十円
〇A研修室	午前九時から午後九時まで	八千五百二十円
和室研修室	午前九時から午後九時まで	一万五千五百円
介護実習室	午前九時から午後九時まで	二万四千九百九十円
調理実習室	午前九時から午後九時まで	一万八千五百七十円
文化教養室	午前九時から午後九時まで	一万五千二百九十円
健康プレイルーム	午前九時から午後九時まで	二万九千七百三十円
専用使用の場合	一人につき一回	二百円
専用使用でない場合	午前九時から午後九時まで	五万七千七百四十円
コミュニケーションホール	午前九時から午後九時まで	七千四百二十円
リハールサル室	午前九時から午後九時まで	二千四百五十円
第一楽屋	午前九時から午後九時まで	二千七百七十円
第二楽屋	午前九時から午後九時まで	百三十円
駐車場	一台につき三十分当たり	
附属設備及び器具	別に規則で定める額	

並びに冷暖房使用料及び電気特別使用料の額は、別に規則で定める。

- 5 知事は、第二項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときも、同様とする。
- 6 指定管理者は、規則で定める管理の基準に従い、公園の維持管理その他の規則で定める業務を行うものとする。
- 第三条中「香川用水記念公園」を「公園」に改める。
- (香川県健康生きがい中核施設条例の一部改正)
- 第十九条 香川県健康生きがい中核施設条例(平成十年香川県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。
 - 第二条を次のように改める。

(利用の許可)
 - 第一条 中核施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
 - 第七条を第八条とする。
 - 第六条中「管理受託者」を「指定管理者」に、「事由」を「理由」に改め、同条を第七条とする。
 - 第五条中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第六条とする。
 - 第四条中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、「の上欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の上欄に掲げる単位につき、同表の下欄」を削り、同条を第五条とする。
 - 第三条中「管理受託者(前条の規定に基づき中核施設の管理の委託を受けたものをいう。以下同じ。)」を「指定管理者」に、「管理受託者の」を「指定管理者の」に改め、同条を第四条とする。
 - 第二条の次に次の一条を加える。

(指定管理者による管理)
- 第三条 中核施設の管理は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。
- 2 知事は、法人その他の団体であつて、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。
- 1 中核施設の平等な利用が確保されること。
- 11 中核施設の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)の内容が、中核施設の効用を十分に發揮することができるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- 三 事業計画書に沿つた管理を安定して行う能力を有していること。
- 四 その他中核施設の設置の目的を効果的に達成するため知事が必要と認める基準
- 3 知事は、中核施設の特性に応じた管理の必要性その他の特別な事情があると認めるときは、前項の申請をすることができるが、公共団体若しくは公共的団体又は普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるもの二分の一以上を出資している法人に限ることができる。
- 4 第一項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、第二項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。地方自治

法第二百四十四條の二第十一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときも、同様とする。

6 指定管理者は、規則で定める管理の基準に従い、中核施設の維持管理その他の規則で定める業務を行うものとする。

7 中核施設の管理を指定管理者に行わせることとした場合における前条の許可は、当該指定管理者者がするものとする。この場合において、同条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

別表中「第三条、第四条関係」を「第四条、第五条関係」に改める。

(香川県新規産業創出支援センター条例の一部改正)

第二十条 香川県新規産業創出支援センター条例(平成十一年香川県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(利用の許可)

第三条 ネクスト香川を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(指定管理者による管理)

第四条 ネクスト香川の管理は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 知事は、法人その他の団体であつて、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。

1 ネクスト香川の平等な利用が確保されること。

11 ネクスト香川の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)の内容が、ネクスト香川の効用を十分に発揮することができるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

3 事業計画書に沿つた管理を安定して行う能力を有していること。

4 その他ネクスト香川の設置の目的を効果的に達成するため知事が必要と認める基準

3 知事は、ネクスト香川の特性に依じた管理の必要性その他の特別な事情があると認めるときは、前項の申請をすることができ、公共団体を、公共団体若しくは公共的団体又は県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの二分の一以上を出資している法人に限ることができる。

4 第一項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

5 知事は、第二項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法第二百四十四條の二第十一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときも、同様とする。

6 指定管理者は、規則で定める管理の基準に従い、ネクスト香川の維持管理その他の規則で定める業務を行うものとする。

7 ネクスト香川の管理を指定管理者に行わせることとした場合における前条の許可は、当該指定

管理者がするものとする。この場合において、同条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(香川県科学技術研究センター条例の一部改正)

第二十一条 香川県科学技術研究センター条例(平成十二年香川県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(利用の許可)

第三条 センターを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(指定管理者による管理)

第四条 センターの管理は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 知事は、法人その他の団体であつて、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。

1 センターの平等な利用が確保されること。

11 センターの管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)の内容が、センターの効用を十分に発揮することができるものと、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

12 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

13 その他センターの設置の目的を効果的に達成するため知事が必要と認める基準

3 知事は、センターの特性に応じた管理の必要性その他の特別な事情があると認めるときは、前項の申請をすることができる団体若しくは公共的団体又は県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの二分の一以上を出資している法人に限ることができる。

4 第一項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

5 知事は、第二項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときも、同様とする。

6 指定管理者は、規則で定める管理の基準に従い、センターの維持管理その他の規則で定める業務を行うものとする。

7 センターの管理を指定管理者に行わせることとした場合における前条の許可は、当該指定管理者がするものとする。この場合において、同条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(香川県サンポート高松交流拠点施設条例の一部改正)

第二十二條 香川県サンポート高松交流拠点施設条例(平成十五年香川県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第八条を第十条とし、第七条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(適用除外)

第九條 第五條の規定に基づき指定管理者(第一條第二項第三号に掲げる施設に係るものを除く。)に利用料金を収受させる場合においては、当該指定管理者が管理する施設の利用については、第二條の規定は、適用しない。

第六條を第七條とする。

第五條中「の上欄に掲げる施設等の区分に応じ、同表の中欄に掲げる単位につき、同表の下欄」

を削り、同條を第六條とする。

第四條中「に掲げる」を「若しくは第六号又は同條第三項各号に掲げる」に改め、同條を第五條

とする。

第三條に次の一項を加え、同條を第四條とする。

7 知事は、当該施設の管理を指定管理者に行わせることとしたときは、前條の承認を、規則で定めるところにより、当該指定管理者に行わせることができる。

第二條の次に次の一條を加える。

(利用の承認)

第三條 交流拠点施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

別表を次のように改める。

別表(第五條、第六條関係)

施設等	単位	金額
情報通信交流館	一時間当たり	二千円
大研修室	一時間当たり	五百円
小研修室	一時間当たり	五百円
多目的ホール	一時間当たり	五千円
スタジオ	一時間当たり	三千円
スタジオサロン	一時間当たり	千円
専用使用の場合	一時間当たり	千円
フロアバンド編集工房	一時間当たり	五百円
コンピュータグラフィックス合成装置	一時間当たり	五百円
映像編集装置	一時間当たり	五百円
音響編集装置	一時間当たり	五百円
その他附属設備及び器具	別に規則で定める額	
多目的広場	一時間当たり	七千二百円
専用使用の場合	一時間当たり	七千二百円
大型ネット広場	一時間当たり	一万千六百円
専用使用の場合	一時間当たり	一万千六百円
アート広場	一時間当たり	一万千三百円
専用使用の場合	一時間当たり	一万千三百円
電気特別使用料及び水道特別使用料の額は、別に規則で定める。		

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 次の表の上欄に掲げる規定による改正前の同表の中欄に掲げる規定は、それぞれ同表の上欄に掲げる規定による改正後の同表の下欄に掲げる規定による指定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

第一条	香川県都市公園条例第十九条	香川県都市公園条例第十四条の二第一項
第二条	香川県港湾管理条例第二十一条	香川県港湾管理条例第二十一条第二項
第三条	香川県身体障害者更生援護施設条例第五條各項	香川県身体障害者更生援護施設条例第五條第一項
第四条	香川県スポーツ施設条例第六條	香川県スポーツ施設条例第六條第二項
第五条	香川県ふじみ園条例第五條	香川県ふじみ園条例第六條第一項
第六条	香川県野宮場条例第五條	香川県野宮場条例第五條第二項
第七条	香川県森林公園条例第二條	香川県森林公園条例第三條第二項
第八条	香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター条例第四條	香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター条例第四條第二項
第九条	香川県ふじみ園福祉ホーム条例第四條	香川県ふじみ園福祉ホーム条例第四條第二項
第十一条	香川県オリーブ公園条例第二條	香川県オリーブ公園条例第二條第二項
第十二條	香川県粟島海洋記念公園条例第三條から第六條まで及び別表	香川県粟島海洋記念公園条例第四條第一項
第十五條	さぬきこどもの国条例第三條	さぬきこどもの国条例第四條第二項
第十六條	香川県国際交流会館条例第三條	香川県国際交流会館条例第四條第二項
第十七條	香川県社会福祉総合センター条例第三條	香川県社会福祉総合センター条例第四條第二項
第十八條	香川用水記念公園条例第一條	香川用水記念公園条例第一條第二項
第十九條	香川県健康生きがい中核施設条例第一條から第六條まで及び別表	香川県健康生きがい中核施設条例第三條第二項
第二十條	香川県新規産業創出支援センター条例第三條	香川県新規産業創出支援センター条例第四條第二項
第二十一條	香川県科学技術研究センター条例第三條	香川県科学技術研究センター条例第四條第二項

香川県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十五日

香川県知事 眞 鍋 武 紀

香川県条例第四十七号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和二十九年香川県条例第十三号）の一部を次のように改正する。
第九十条第二項中「（自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県から変更された場合に限る。）」を削る。

第四百四条の二第二項中「第七百条の十一の三第二項」を「第七百条の十一の二第二項」に改め、同条第三項中「第七百条の十一の三第三項」を「第七百条の十一の二第三項」に改める。
附則第十七項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（個人の均等割の税率の特例）」を付する。

附則第三十四項を附則第三十六項とする。
附則第三十三項中「附則第二十九項又は第三十一項」を「附則第三十一項又は第三十三項」に改め、同項を附則第三十五項とする。

附則第三十二項中「附則第三十項」を「附則第三十二項」に改め、同項を附則第三十四項とする。
附則第三十一項中「附則第二十九項」を「附則第三十一項」に改め、同項を附則第三十三項とする。
附則中第二十項を第三十二項とし、第二十五項から第二十九項までを二項ずつ繰り下げる。
附則第二十四項中「附則第十九項」を「附則第二十一項」に改め、同項を附則第二十六項とし、附則第二十三項を附則第二十五項とする。

附則第二十二項中「附則第十九項」を「附則第二十一項」に改め、同項を附則第二十四項とする。
附則第二十一項中「附則第十九項」を「附則第二十一項」に、「附則第二十四項及び第二十五項」を「附則第二十六項及び第二十七項」に改め、同項を附則第二十三項とする。
附則中第二十項を第二十二項とし、第十九項を第二十一項とし、第十八項を第二十項とし、第十七項の次に次の二項を加える。

18 平成十八年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつた者（地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の施行を除外し、）に對して課する個人の均等割の税率は、第二十四条の規定にかかわらず、三百円とする。

19 平成十九年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつた者（新法の施行地に住所を有しない者を除く。）に對して課する個人の均等割の税率は、第二十四条の規定にかかわらず、六百円とする。
附則

- 一 第四百四条の二第一項及び第三項の改正規定 公布の日
- 二 附則の改正規定 平成十八年一月一日
- 三 第九十条第二項の改正規定 平成十八年四月一日

香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例及び香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第四十八号

香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例及び香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例

香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例の一部改正
第一条 香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例(平成五年香川県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部改正
第二条 第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。
第三条 香川県過疎地域における県税の特別措置条例(平成十二年香川県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「二千五百円」を「二千七百万円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例(以下「新離島条例」という。)第二条の規定による改正後の香川県過疎地域における県税の特別措置条例(以下「新過疎条例」という。)第二条の規定は、平成十七年四月一日(以下「適用日」という。)から適用する。

2 適用日以後に新離島条例第一条第一項に規定する設備を新設し、又は増設した者で同条例の規定の適用を受けようとするものうち、新離島条例第四条に規定する申請書の提出期限がこの条例の施行の日から一月以内に到来することとなるものについては、同条例中「法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八、第七十二条の五十五(法第七十二条の五十五の二の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。)(若しくは第七百四十五條第一項において進用する法第三百八十三條又は香川県条例(昭和二十九年香川県条例第十三号)第四十七條第一項の規定による申告の期限まで」とあるのは、「香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例及び香川県過疎地域における県税の特別措置条例(平成十七年香川県条例第四十八号)の施行の日から一月以内」とする。
3 新過疎条例第二条の規定は、適用日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、適用日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

4 適用日以後に新過疎条例第二条第一項に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者で同条例の規定の適用を受けようとするものうち、新過疎条例第四条に規定する申請書の提出期限がこの条例の施行の日から一月以内に到来することとなるものについての同条例の規定の適用については、同条例中「地方税法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八若しくは第七十二条の五十五(同法第七十二条の五十五の二の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。)(又は香川県条例

例（昭和二十九年香川県条例第十三号）第四十七号第一項の規定による申告の期限まで」とあるのは、「香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例及び香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第四十八号）の施行の日から一月以内」とする。

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第四十九号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和二十七年香川県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一 第二表 手数料の部百九十五の項中「一万七千円」の下に「（編入字の場合にあつては、三万円）」を加え、同表 手数料の部中四百三十七の二の項及び四百三十七の三の項を削り、四百四十二の項の次に次のように加える。

四百四十二の二 法第五十七条 地区の特例容積率に関する指 の二第一項の特例容積率適用 地区の特例容積率に関する指	定申請手数料	敷地の数が二である場合にあつては七万八千円、敷地の数が三以上である場合にあつては七万八千円に二を超える敷地の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額	一件
四百四十二の三 法第五十七条 地区の特例容積率に関する指 の三第一項の特例容積率適用 地区の特例容積率に関する指	定取消申請手数料	敷地の数が二である場合にあつては七万八千円に二を乗じて得た額を加算した額	一件
四百四十三の四 法第五十七条 地区の高さに関する許可申請 の四第一項の特例容積率適用	手数料		一件

別表第一 第二表 手数料の部四百四十七の四の項の次に次のように加える。

四百四十七の五 法第六十八条 第一項第一号の景観地区の高	第一項第一号の景観地区の高	十六万円	一件
四百四十七の六 法第六十八条 第二項第一号の景観地区の壁	第二項第一号の景観地区の壁	十六万円	一件

する。

この条例中第一条の規定は平成十七年九月十六日から、第二条の規定は同年十月十一日から施行

附 則

第二条の表三豊郡第二選挙区の項を削る。

三豊郡選挙区	三豊郡の区域	四人
--------	--------	----

「二人」を「三人」に改め、同表三豊郡第一選挙区の項を次のように改める。

第二条中「三豊郡第一選挙区に」を「三豊郡選挙区に」に改め、同条の表観音寺市選挙区の項中

例の一部を次のように改正する。

第二条 香川県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条

第二条中「、さぬき市選挙区、香川郡選挙区」を削る。

例(昭和三十七年香川県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条 香川県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条

の一部を改正する条例

香川県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例

香川県条例第五十号

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成十七年七月十五日

部を改正する条例をここに公布する。

香川県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の1

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

四百五十九の二 法第八十六条 の八第一項の全体計画の認定 申請手数料	一件	二万七千円
四百五十九の三 法第八十六条 の八第三項の全体計画の変更 認定申請手数料	一件	二万七千円

に改め、同表 手数料の部四百五十九の項の次に次のように加える。

別表第一 第一表 手数料の部四百五十五の項及び四百五十六の二の項中「が二」を「が一又は二」

四百四十七の七 法第六十八条 第三項第一号の景観地区の敷 地面積の最低限度に関する許 可申請手数料	一件	十六万円
四百四十七の八 法第六十八条 第五項の景観地区の高さに関 する認定申請手数料	一件	二万七千円